

平成 29 年度「訪問口腔ケア推進事業」  
研究報告書

公益社団法人

東京都世田谷区歯科医師会

## はじめに

公益社団法人 東京都世田谷区歯科医師会では、世田谷区と連携して平成 18 年 4 月より「訪問口腔ケア推進事業」をおこなっている。

もともと東京都世田谷区歯科医師会では全国に先駆けて、昭和 63 年 1 月より世田谷区と連携し、在宅で歯科治療の困難な区民に対して「在宅歯科診療事業」をおこなってきた。これは介護保険制度もなく訪問診療の正当な評価もされていなかった当時としては画期的な事業であり、平成 13 年 9 月までの実に 13 年と 10 ヶ月の長きにわたって継続され、2,020 名もの患者に在宅での歯科診療を提供し、かつリスクの高い在宅患者を対象としたにも関わらず無事故であった事などから非常に高い評価を得ていた。

しかし介護保険制度の導入や訪問歯科保険診療の評価向上に伴い、平成 13 年 10 月よりこの制度は見なおされ、半年間の移行期間を経て平成 14 年 4 月、新しく「在宅障害者・要介護高齢者訪問歯科保健事業」として生まれ変わった。この事業では先の「在宅歯科診療事業」で受診を申し込んでから歯科医師が患家に赴くまでの時間がかかりすぎだとの批判をふまえ、新たに患者からの受診の申し込みから一両日中に歯科医師が対応できるよう「即時対応医」の制度を定め、申込者数こそ先の事業より少ないもののより一層評価を得ることができた。しかし、対象者の条件が「要介護 4 又は 5」に限定されており、またウイルス感染者を除外するなどきびしいものでもあった。

そこで、平成 18 年 4 月にこの対象者の条件を実情に即したものにし、かつ評価の高かった即時対応医などの制度はそのままに、新たに誤嚥性肺炎の予防および日常生活動作の改善と生活の質の向上のための口腔ケアを柱とした「訪問口腔ケア推進事業」がスタートした。さらに平成 21 年 4 月より健診内容を、全国でも例を見ない、誤嚥性肺炎の予防や嚥下障害のスクリーニングとして機能する内容のものに改訂して現在も事業を続けており、大学関係者や他の歯科医師会からも非常に高い評価を得るものとなった。

今回われわれ、公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会在宅・特養ホーム委員会では、本事業における平成 29 年 1 月より平成 29 年 12 月までに本事業を利用したものについて、今後本事業の一層の拡充を図り、また将来の発展を企画することを目的に追跡調査を行い、それらの結果をまとめたのでここで報告する。

# 1. 「訪問口腔ケア推進事業」の概要

## 1) 本事業の対象者

本事業の対象者は、世田谷区に在住している歯科医院に通院困難な者で、下記の1～4に該当する者とする。

- (1) 介護保険 要介護1～5
- (2) 身体障害者手帳1, 2級
- (3) 愛の手帳1, 2度
- (4) その他1～3に準ずる者で、世田谷区が特に必要と認めた者

## 2) 本事業の目的

本事業では、外出が困難な在宅障害者等の口腔内の状態を継続的に把握し、口腔衛生の維持と誤嚥性肺炎の予防のため口腔ケア指導を行うことにより、日常生活動作の改善と生活の質の維持向上を図るとともに、かかりつけ歯科医の定着を目指す。

また、在宅障害者等が緊急時、平常時を問わず、安心して歯科疾患の相談、治療を一次医療機関である地域に密着した医療施設で迅速かつ継続的に受けられるシステムを確立し、二次、三次医療機関である口腔衛生センター歯科診療所、都立病院、国立病院および大学附属病院との間で相互理解、機能分担、情報提供等が効果的に機能するよう連携の強化を図ることも目的としている。

## 3) 事業の形態

世田谷区歯科医師会ならびに玉川歯科医師会は世田谷区から下記の3つの業務を委託されている。

- (1) 訪問口腔ケア
  - ・口腔健診
  - ・改善指導
- (2) 緊急時事前訪問相談診査
- (3) 個別ケース調査票作成

## (1) 訪問口腔ケア

これは外出が困難な在宅障害者等にたいして、区が健診票を発行する。

### ①回数

年一回

(ただし、訪問診療実施後 6 ヶ月以上の期間を置き実施する)

### ②配布方法

対象者が区に申し込み、区から対象者宛に健診票を郵送

### ③区民への告知

区報、ポスター、チラシ等

この健診票に基づき、対象者から要請された在宅障害者・要介護高齢者歯科診療協力歯科医師が患者宅に赴き、下記の健診ならびに指導を実施する。

② 訪問のうえ健診を行い、健診後健診票および結果票を作成する。

②健診の結果をもとに対象者および家族等に改善指導を行い、指導後指導記録を作成する。

## (2) 緊急時事前訪問相談診査

これは緊急に口腔的治療が必要であるがかかりつけ歯科医がいない者で、寝たきり等のため訪問による緊急時の相談、臨時的処置が必要で、かつ世田谷区が認めた者に対して、即時対応登録医が行う。

即時対応登録医とは

①各部会ごとに選出(正・副 合わせて2名)

②任期:1年毎更新

③研修:本会の実施する研修会に出席

④対応:一両日中

⑤報酬:相談診査料(保険請求、患者への一部負担金の請求は行わない)

⑥携帯用診療機器:貸与

という条件で活動する。

### (3) 個別ケース調査票作成

これは、在宅障害者等が地域に密着した医療施設で安心して口腔疾患の治療が受けられるよう、在宅障害者等の口腔内治療を行うかかりつけ歯科医の定着を図ることを目的としている。

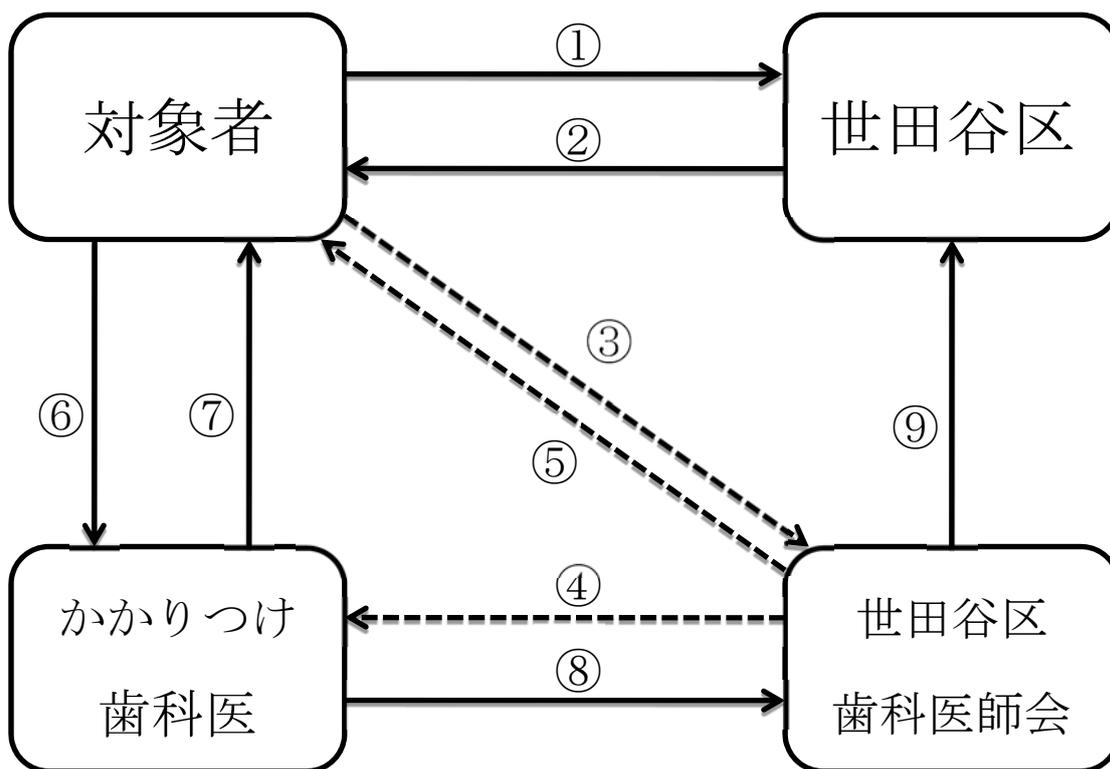
事業内容としては

- ①協力歯科医院の調査・名簿作成・更新
- ②かかりつけ歯科医の紹介・相談
- ③協力医に対する研修
- ④個別ケース調査票（実施報告書）の作成
- ⑤マニュアルの作成

となっている。

#### 4) システム図

##### (1) 訪問口腔ケア



①：対象者が世田谷区に「訪問口腔ケア健診票」の送付を依頼

②：世田谷区から対象者に健診票を送付

<かかりつけ歯科医がない場合③、かかりつけ歯科医がいる場合は⑥へ>

③：対象者が世田谷区歯科医師会にかかりつけ歯科医の紹介を依頼

④：歯科医師会が対象者のかかりつけ歯科医を選定

⑤：歯科医師会から対象者にかかりつけ歯科医を紹介

⑥：対象者がかかりつけ歯科医に「訪問口腔ケア健診」を要請

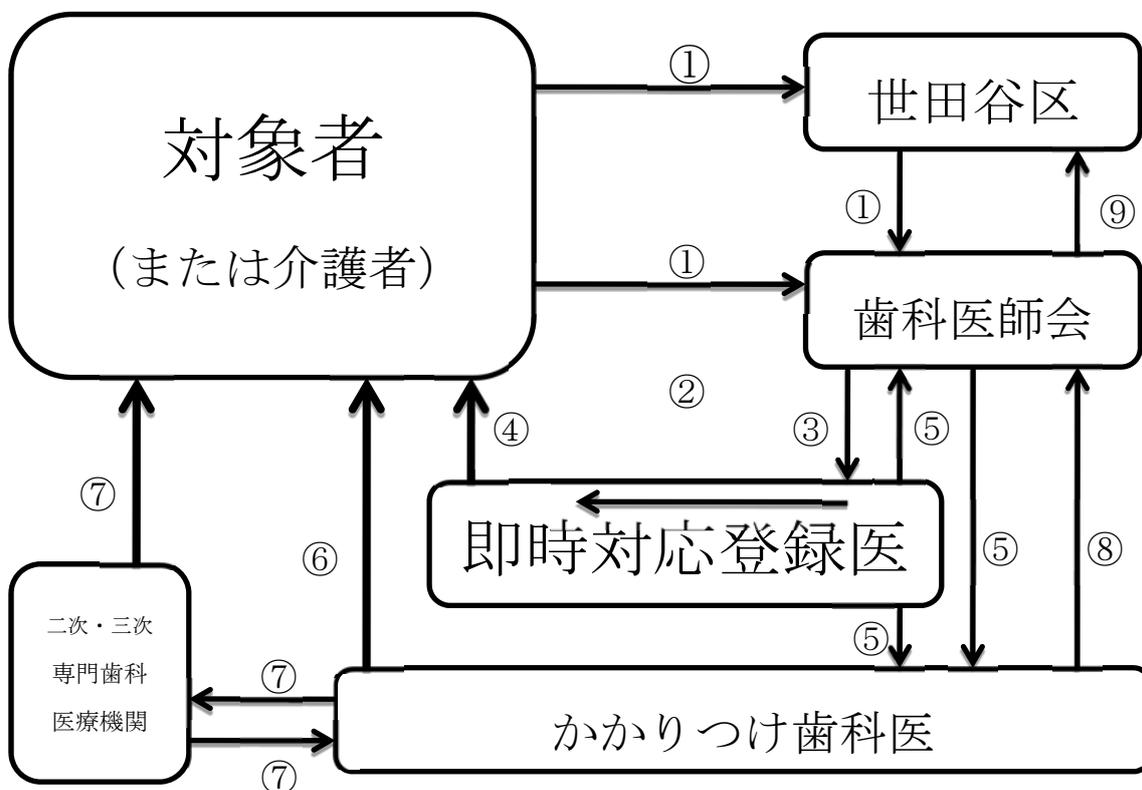
⑦：かかりつけ歯科医が対象者宅を訪問し、健診を実施  
健診票を対象者または介護者に渡し、改善指導を行う

⑧：かかりつけ歯科医は健診票控えを歯科医師会に提出

⑨：歯科医師会は健診票控えを取り纏めて世田谷区に提出

## (2) 緊急時事前訪問相談診査

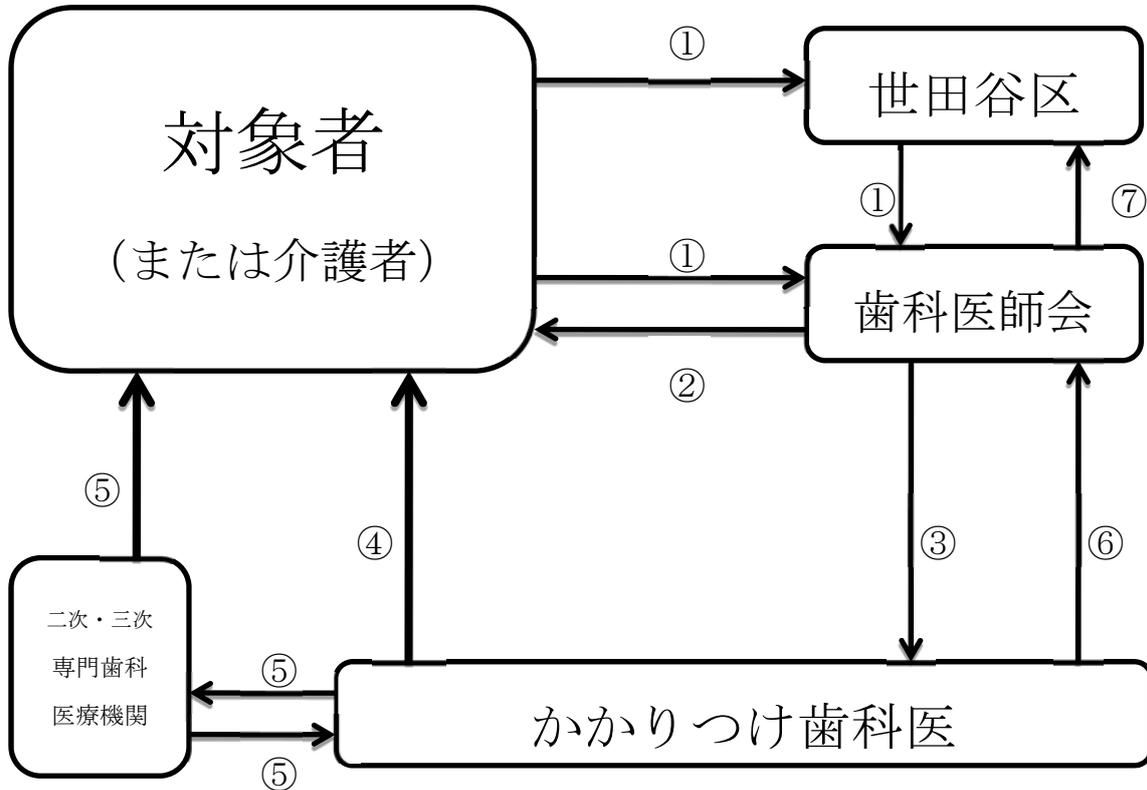
在宅障害者等が緊急に歯科処置を必要としているが、かかりつけ歯科医がなく、一兩日中に相談・応急処置を行う場合は下記の流れに従う。



- ①：対象者が世田谷区または歯科医師会に要請  
(世田谷区に要請が来た場合、歯科医師会に依頼)
- ②：歯科医師会から対象者に連絡、症状等確認
- ③：歯科医師会より即時対応登録医に連絡、緊急時事前訪問相談診査の実施を指示
- ④：即時対応登録医が対象者に対し緊急時事前訪問相談診査を実施
- ⑤：即時対応登録医から歯科医師会に連絡、歯科医師会にてかかりつけ歯科医を選定
- ⑥：かかりつけ歯科医が訪問診療を実施
- ⑦：必要に応じて二次・三次専門歯科医療機関に紹介、逆紹介
- ⑧：かかりつけ歯科医が実施報告書を作成、歯科医師会に提出
- ⑨：歯科医師会は実施報告書を取り纏めて世田谷区に提出

### (3) 個別ケース調査票（通常対応）

かかりつけ歯科医がない場合で、緊急を要しない、あるいは各歯科医療機関が対応可能な場合は下記の流れに従う。



- ①：対象者が世田谷区または歯科医師会に要請  
(世田谷区に要請が来た場合、歯科医師会に依頼)
- ②：歯科医師会から対象者に連絡、症状等確認
- ③：かかりつけ歯科医を選定・紹介
- ④：かかりつけ歯科医が訪問診療を実施
- ⑤：必要に応じて二次・三次専門歯科医療機関に紹介、逆紹介
- ⑥：かかりつけ歯科医が実施報告書を作成、歯科医師会に提出
- ⑦：歯科医師会は実施報告書を取り纏めて世田谷区に提出

## 2. 材料と方法

平成 29 年 1 月 1 日より平成 29 年 12 月 31 日までの 1 年間に「訪問口腔ケア推進事業」を利用した方に、平成 30 年 3 月に本会よりアンケート用紙（図 1）を利用者宅に送付し、記入を求めた。

こうして回収して得たアンケート用紙を資料として分析を試みた。各質問に対する回答は、該当する番号を○で囲むことで得た。

具体的な事項は数値処理になじまないので、要約する形で報告する。

受付番号 \_\_\_\_\_

## 訪問口腔ケア健診・在宅歯科診療アンケート

- 1 この訪問口腔ケア健診・在宅歯科診療の事業をどのようにして知りましたか？
  1. 世田谷区
  2. 歯科医師会
  3. 歯科医師
  4. 医師
  5. 介護ヘルパーなど
  6. その他( )
  
- 2 申請から実際に担当医が訪問するまでの期間はどうでしたか？
  1. 早い
  2. 普通
  3. 遅い
  
- 3 訪問口腔ケア健診・在宅歯科診療を受けて「生活の質の向上」(食事がおいしく食べられようになった、熱を出さなくなった、お口の臭いが気にならなくなった等)はありましたか？
  1. 明確にあった。
  2. あったと思う。
  3. わからない。
  4. むしろ下がった。
  
- 4 この訪問口腔ケア健診・在宅歯科診療を受けられていかがでしたか？
  1. 満足している。( )
  2. 満足しているが改善する必要がある。( )
  3. 不満なところがある。( )
  
- 5 また再度健診・治療を希望される場合、どちらへ連絡しますか？
  1. 今回の担当医
  2. 世田谷区
  3. 歯科医師会
  4. 他の医療機関
  5. その他( )
  
- 6 その他何かご意見、ご要望などがございましたらお書きください。  
( )
  
- 7 最後に、このアンケートを記入された方はどなたですか？
  1. 本人
  2. 介護者
  3. その他( )

ご協力ありがとうございました。

図1 アンケート用紙

### 3. 結果と考察

アンケート調査は、平成 29 年 1 月 1 日より平成 29 年 12 月 31 日までの 1 年間の当事業の利用者のうち、かかりつけ歯科医を持たないものでかかりつけ歯科医を紹介され訪問診療を受けたもの 25 例、訪問口腔ケア健診を受けたもの 14 例の、計 39 例を対象とした。

これら対象者に対して行ったアンケートは、期日までに回収できた例が 20 例であった。例年の報告書では約半数の返答があったことを考えると、このアンケート回収率はほぼ例年通りと考えられる。

質問1「この訪問口腔ケア歯科診療の事業をどのようにして知りましたか？」に対する回答は、下の表3に示す通り、「介護ヘルパーなど」「その他」（介護施設・あんしんすこやかセンター・ケアマネジャー）を合わせて11例と半数以上を占めており、次いで「世田谷区」が4例、「歯科医師会」が3例、「歯科医師」が2例であり、ほぼ同程度であったが、「医師」は今年も0例であった。

表1 「この訪問口腔ケア歯科診療の事業をどのようにして知りましたか？」

選択肢	回答数	割合
1. 世田谷区	4	20.0%
2. 歯科医師会	3	15.0%
3. 歯科医師	2	10.0%
4. 医師	0	0.0%
5. 介護ヘルパーなど	6	30.0%
6. その他	5	25.0%
合計	20	100.0%

この結果を図2に円グラフで示す  
今年も昨年同様「介護ヘルパーなど」と「その他」で大半を占める状況である。これはケアマネジャーをはじめ、介護福祉関係者からの紹介であり、当会が近年行なっている「あんすこなど他職種との交流会」や、今年度実施した地域毎の介護職の方との交流会をはじめ、地域フォーラムや各種講演会への歯科医師会会員の積極的な参加が、当会および会員の在宅医療への取り組みを理解してもらったとともに、当事業の周知徹底を介護職の方たちにまで広げた結果だと素直に喜ぶたい。

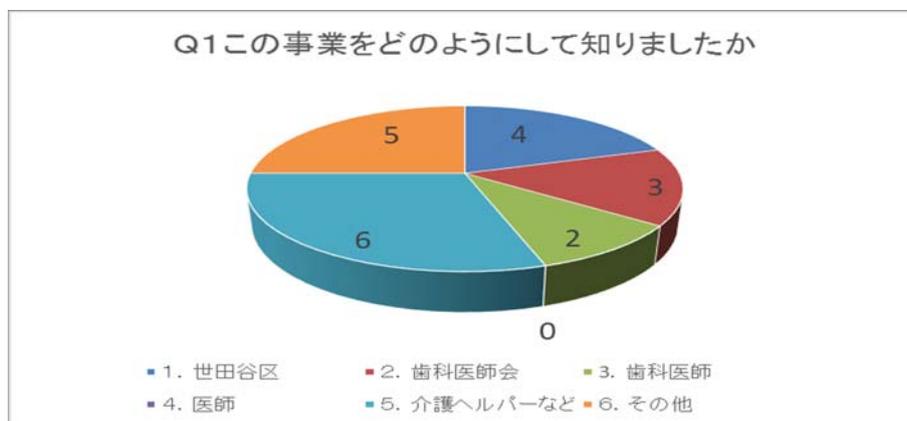


図2 「この訪問口腔ケア歯科診療の事業をどのようにして知りましたか？」

質問2「申請から実際に担当医が訪問するまでの期間はどうか？」に対する回答は、表2に示す通り「早い」と答えたものが有効回答数20例中12例で全体の6割を占め、「普通」が7例で4割弱、「遅い」と答えたものはわずか1例であった。これらを円グラフに表したものを図3に示す。

表2 「申請から実際に担当医が訪問するまでの期間はどうか？」

選択肢	回答数	割合
1. 早い	12	60.0%
2. 普通	7	35.0%
3. 遅い	1	5.0%
合計	20	100.0%

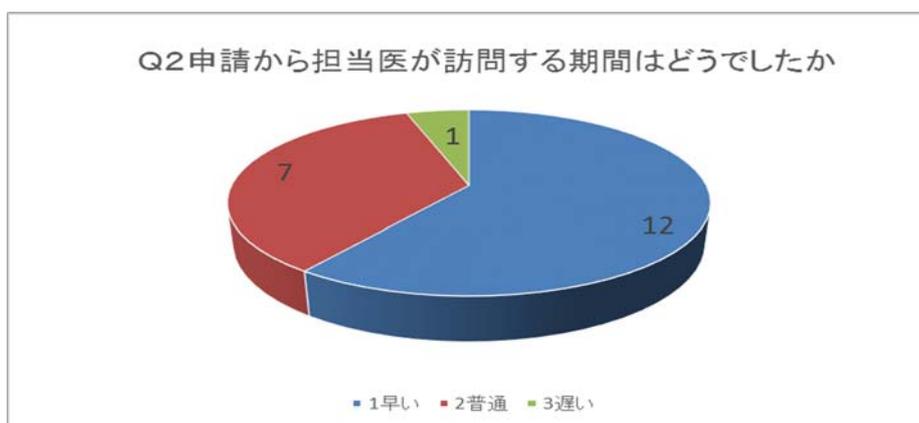


図3 「申請から実際に担当医が訪問するまでの期間はどうか？」

これは、とくに緊急を要する場合の「緊急時事前訪問相談審査」の機能の評価を問うた質問であるが、今回のアンケートに返答したケースの中にこの「緊急時事前訪問相談審査」のシステムを必要とした方は少なく、システムの評価をすることは難しい。

しかしながら、この設問に対して6割近くが「早い」と答えており、「普通」と合わせ95%であることを考えると、かかりつけ歯科医紹介システムもうまく機能していると考えて良いであろう。

質問3「訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けて生活の質の向上（食事がおいしく食べられるようになった、熱を出さなくなった、お口の臭いが気にならなくなった等）はありましたか？」の間には、表3と図4に示す通り、有効回答数20例中3割に当たる6例が「明確にあった」と答えており、40%にあたる8例が「あったと思う」に○がついていた。また、「わからない」が6例で、「むしろ下がった」という回答は0例であった。

表3 「訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けて生活の質の向上はありましたか？」

選択肢	回答数	割合
1. 明確にあった	6	30.0%
2. あったと思う	8	40.0%
3. わからない	6	30.0%
4. むしろ下がった	0	0.0%
合計	20	100.0%

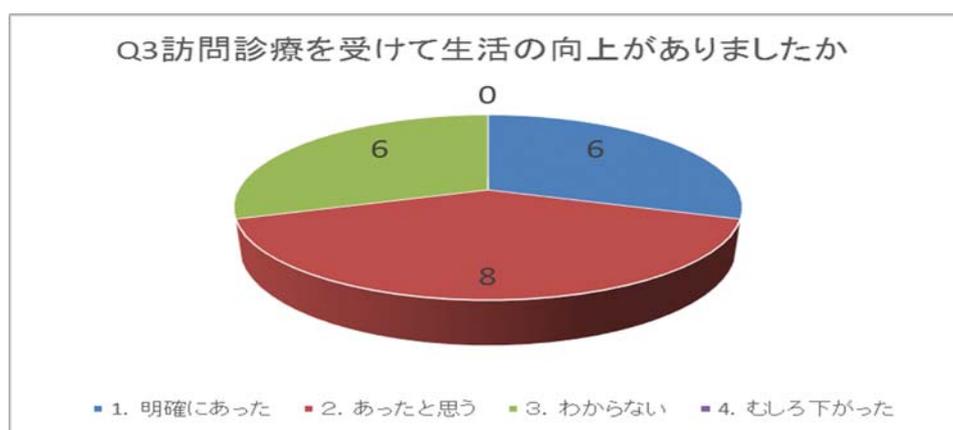


図4 「訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けて生活の質の向上はありましたか？」

「明確にあった」と「あったと思う」で全体の7割を占めており、受診者にとって歯科治療と口腔ケアによるQOLの向上が実感出来ているケースが多いことは評価に値すると思われる。しかしながら「わからない」と答えた者も3割みられ、これが質問の意味するところがわからなかったのか、QOLの向上を実感できていないのか、再考する必要があるかもしれない。しかしながら「むしろ下がった」との回答はなかったため、全体としては当事業の内容が利用者もしくはその介護者にとって十分評価されていると考えても良いと思われる。

質問4「この訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けられていかがでしたか？」  
に対する回答を、表4および図5に示す。

表4 「この訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けられていかがでしたか？」

選択肢	回答数	割合
1. 満足している	16	80.0%
2. 満足しているが改善する必要がある	3	15.0%
3. 不満なところがある	1	5.0%
合計	20	100.0%

有効回答数20例中、80%にあたる16例が「満足している」と答えた。また、「満足しているが改善する必要がある」が3例で、これらを合わせると、実に9割超の利用者が満足しているといえ、当事業の利用者の満足度は非常に高いものであるといえる。

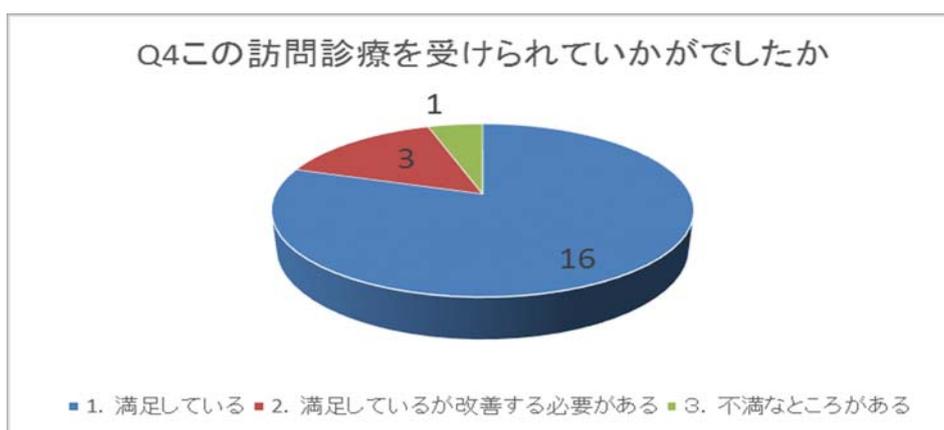


図5 「この訪問口腔ケア・在宅歯科診療を受けられていかがでしたか？」

しかしながら1例だけではあるが「不満なところがある」と答えた例が見られた。詳細については「1か月に1回では改善は難しいのでは？」とのことであつた。さらにその方の質問6「その他何かご意見、ご要望などがございましたらお書きください。」の回答で「ショートステイ、ケアマネさんの方の知識不足、歯科医師会でもっと活発に活動をしっかり広めてください。介護の日々で歯のことは気がかりでしたが、私の決断も遅く虫歯で主人に悪いことをしたと思っています。」という意見があり、介護をしているご家族の悩みや不安についても我々歯科医師は考えて対応をしていかないといけないと改めて考えてさせられた。

質問5「また再度治療が必要になった場合、どちらへ連絡しますか？」に対しては、表5および図6に結果を示した。

表5 「また再度治療が必要になった場合、どちらへ連絡しますか？」

選択肢	回答数	割合
1. 今回の担当医	15	75.0%
2. 世田谷区	0	0.0%
3. 歯科医師会	1	5.0%
4. 他の医療機関	0	0.0%
5. その他	3	15.0%
合計	19	100.0%

有効回答数19例中75%にあたる15例が「今回の担当医」と答えており、「歯科医師会」が1例、「世田谷区」と「他の医療機関」と答えたものはいなく、「その他」が3例であった。

この数字は前回の84.5%と比較し減少しているものの、半数以上が「今回の担当医」と答えていることから、本システムにおいてコーディネートした本会会員であるかかりつけ歯科医が、利用者もしくはその介護者に評価されていると考えて良からう。また約3割を占める「その他」についてはその詳細な内容を調査する必要性を認めるところである。

結果、アンケートに答えた大半の方が当事業のシステムおよび本会会員であるかかりつけ歯科医を評価していると考えて良いと思われる。

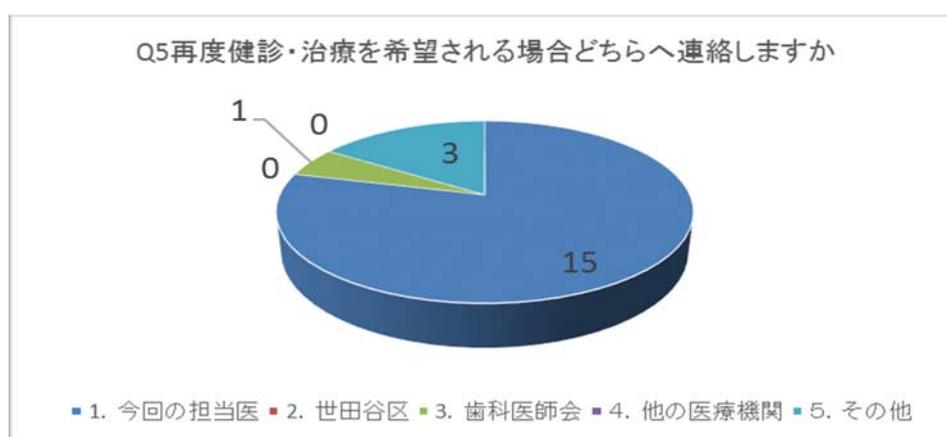


図6 「また再度治療が必要になった場合、どちらへ連絡しますか？」

質問6「その他何かご意見、ご要望などがございましたらお書きください。」  
に対しては以下のようなコメントが寄せられた。（過去のコメントも記載）

- ・ショートステイ、ケアマネさんの方の知識不足、歯科医師会でもっと活発に活動をしっかり広めてください。介護の日々で歯の事は気がかりでしたが、私の決断も遅く虫歯で主人に悪いことをしたと思っています。
- ・在宅で歯科治療が出来ることに感謝しています。
- ・この制度に感謝し御礼申し上げます。
- ・いつもすぐ対応して下さり感謝しております。
- ・訪問診療はとても行き届いていて有難いです。
- ・グループホームに入所しています。丁度訪問の日にホームに行き、担当医とお話が出来た機会にめぐまれました。上記のようなことがなければ、何もわかりませんでした。訪問医とお話ができ説明を伺う事ができました。
- ・持ち運びできるポータブルな超音波歯石除去の道具がないので歯石がとれきれないと言われた。ポータブルな超音波の道具を用意してほしい。

(以下、過去のコメント)

- ・歯の治療を受けなければ病気の治療を受けられず、在宅で来ていただけると聞きうれしく思いました。今は（体の調子も良くなったので）歩いて同じ先生のところに通っています。
- ・今回は差し歯がとれてそれをはめ直していただくことになり、とても早く、ご親切な対応に心より感謝しております。残念ながら母は昨年未亡くなりましたが、元の通りに治り、食事を食べられるようになり喜んでおりました。ありがとうございました。
- ・とても丁寧に対応してくださっています。
- ・車イスで認知症もあり通院が大変なので助かります。

- ・家庭だけではできないケア、指導をしていただき、助かりました。
- ・今後在宅診療は大切な役割をになってくださるものと思います。より良い事業に発展するよう願っています。
- ・時々チェックの連絡が欲しい。
- ・透析治療中のため使用する薬品の調製がむずかしい。
- ・歯科と口腔外科の区別をわかりやすくして欲しい。
- ・往診してくださった歯科医師の先生が週3日しか来ないので、予定と合わない。
- ・保険からの出費が大きい過ぎると思う。治療費が高すぎると思う。
- ・家まで来てもらえるので仕方がない事だとは思いますがもう少し費用が安ければよいなと思います。
- ・とてもやさしくていねい。親切、ていねい、改善してあげたいと思う態度の診察、診療でした。
- ・いつもありがとうございます。（ケアマネジャーより）
- ・月に1回でしたが、月2回ぐらいお願いしたいと思います。
- ・定期的に見ていただけることで、本人も家族も少し肩の荷が軽くなるような気がする。
- ・歯が磨けているか、むし歯がないか心配だったので、歯科医師に在宅で看てもらえて安心した。
- ・健診の際に口腔や嚥下に関するパンフレット等も一緒に持ってきて頂けると参考資料になっていいと思う。

- ・ 本人が歯みがきを嫌がらなくなった。健診後も、定期的に口腔ケアを続けています。
- ・ 自分ではなかなか気がつかないことが指摘され、改善された。
- ・ 楽しい食事と、食欲おとろえなかった。主人は25年12月11日に身罷りましたが、闘病中に歯の治療を気持ちよく受け終わり、感謝して明るく旅立ちました。ありがとうございました。
- ・ むし歯が見つかってよかった。口の体操などいろいろと教えていただけてありがたいです。
- ・ ショートステイの施設により医師が訪問できないところがある。緊急時に担当医がどこの施設にも訪問できるようにしてほしい。
- ・ 本年2月に本人が他界しました。担当の先生には大変感謝しております。とても熱心に、また、優しく接して頂き、良い入れ歯をつくって頂きました。
- ・ 訪問診療を受けることが出来、またとてもよい先生にめぐり会えたことに感謝しております。
- ・ 口臭がなくなり定期的に見て頂き助かりました。
- ・ あちこちの歯科さんに連絡して来ていただくお願いをしましたがやらないところもあり、デイサービスに行っている日以外の日を指定しても訪問をやっている時間が短くて先生を捜すことが大変でした。来てくださった先生はすぐ近くの歯科さんではなかったですが、とても優しくてよくみてくださりアドバイスしてくださり有難かったです。来てくださったのは先生の歯科さんの診療が終わってからでした。お忙しいところありがたかったです。
- ・ 口腔内に明らかなトラブルがないと受診機会がないが、年1回状態をチェックしていただけると安心感があるし、いざ必要な時に依頼できる歯科医が出来て安心になった。

- ・口の中のことがわかり歯をみがくよう声かけするようになった。本人はあまり意識しようとしていない。
- ・本人にとっても家族（介護者）にとっても、診療の回数、時間はなるべく短い方が負担が少なくありがたいのですが、明らかにお金もうけを考えている医療従事者がいます。でも今回の先生は良いかたでした。
- ・私が不安に思っていた誤えんもなく丁寧に治療して頂き感謝申し上げます。先生のお話しにありました様に半年に一度うかがえると良いなと思っております。有難うございました。
- ・口腔ケア内容報告書を渡して頂いていますが、舌の汚れ等みがいて下さいと記入されていますが、本人は認知症で、高齢なのでムリだと思います。ホームではそこまでの配慮が出来ないとの事。今後どの様な対応をしていったら良いのでしょうか？この様なアンケートがあるのは、とても有難いことです。
- ・お世話になりありがとうございました。これは永遠の課題かもしれませんが患者にとってのよい歯科医とは？

以上のことから、利用者はほぼ満足し感謝している意見が多かったが、中には費用や歯科医師とのスケジュール、器材不足など我々歯科医師同士でも意見を共有し改善できることは改善していくことが重要であると思われる。

質問7「最後にこのアンケートを記入された方はどなたですか？」に対しては、表6と図7に示すように、20例中7例が「本人」、10例が「介護者」で、「その他」の方が3例であった。

例年よりも「本人」がやや増加した結果となった。また、「その他」は同居の夫や妻などで、厳密には「介護者」に含まれると思われる。

表6 「このアンケートを記入された方はどなたですか？」

選択肢	回答数	割合
1. 本人	7	35.0%
2. 介護者	10	50.0%
3. その他	3	15.0%
合計	20	100.0%

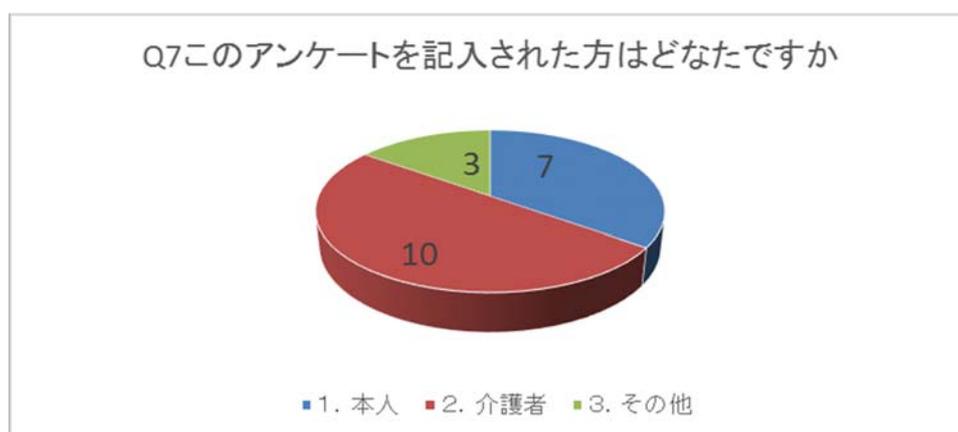


図7 「このアンケートを記入された方はどなたですか？」

平成 30 年 4 月

公益社団法人 東京都世田谷区歯科医師会

会 長 端 山 智 弘

担当理事 芹 澤 直 記

在宅・特養ホーム委員会

委 員 長 清 水 正 史

副委員長 名 取 正 喜

委 員 青 田 邦 宏

中 村 雅 邦

馬 場 安 彦

前 川 修

丸 山 文 恵

百 瀬 智 彦